

項 目	主 要 施 策 ・ 成 果 ・ 予 算 執 行 実 績																																											
1. 総 括	<p>平成20年4月から75歳以上と65歳以上で障害認定を受けた者が加入する新しい医療保険制度として始まり、10年が経過した。制度廃止の方向で検討が進められた時期もあったが、十分に制度が定着していることから現行制度を基本とし、必要な改善を行っていく方向で進められている。また、国保制度の大きな改正が実現し、平成30年度より国保の財政運営主体が都道府県となった。</p> <p>事業の運営は、各都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立し、そこで行われているが、各市町村は広域連合で賦課した保険料の徴収、収納業務及び給付、資格関係の受付等窓口業務を行っている。</p> <p>歳入としては、北海道後期高齢者医療広域連合で賦課し、町が徴収業務を担い、広域連合に納付する保険料について、普通徴収分が24,754千円、特別徴収分が36,609千円で現年分の収納率は99.86%、一般会計からの繰入金が29,779千円で、このうち保険基盤安定繰入金22,361千円は収納した保険料同様、運営保険者である広域連合へ負担金として納付している。そのほかの歳出としては、事務担当者の人件費及び事務諸経費で7,418千円、広域連合へ事務諸経費相当分として納める事務費負担金が2,449千円となっている。</p>																																											
2. 保険料の状況	<p>1. 保険料率</p> <table border="1" data-bbox="391 846 1444 1097"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割 (一人当たりの額)</td> <td>49,809円</td> </tr> <tr> <td>所得割 (本人の所得に応じた額)</td> <td>(所得-33万円) × 10.51%</td> </tr> <tr> <td>※被用者保険の被扶養者だった場合の激変緩和措置</td> <td>所得に関わらず 年額14,942円 (H29に限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 保険料収納状況</p> <p>(1) 普通徴収分 ( ) 前年度</p> <table border="1" data-bbox="391 1198 1444 1541"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 年 度 分</th> <th>滞 納 繰 越 分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 定 額</td> <td>(23,889,200) 24,822,300円</td> <td>(148,660) 0円</td> <td>(24,037,860) 24,822,300円</td> </tr> <tr> <td>収 納 額</td> <td>(23,889,200) 24,754,000円</td> <td>(148,660) 0円</td> <td>(24,037,860) 24,754,000円</td> </tr> <tr> <td>未 収 額</td> <td>(0) 68,300円</td> <td>(0) 0</td> <td>(0) 68,300円</td> </tr> <tr> <td>収 納 率</td> <td>(100.00) 99.72%</td> <td>(100.00) —</td> <td>(100.00) 99.72%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別徴収分 ( ) 前年度</p> <table border="1" data-bbox="391 1579 1165 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 年 度 分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 定 額</td> <td>(35,680,400) 36,608,500円</td> <td>(35,680,400) 36,608,500円</td> </tr> <tr> <td>収 納 額</td> <td>(35,680,400) 36,608,500円</td> <td>(35,680,400) 36,608,500円</td> </tr> <tr> <td>未 収 額</td> <td>(0) 0円</td> <td>(0) 0円</td> </tr> <tr> <td>収 納 率</td> <td>(100.00) 100.00%</td> <td>(100.00) 100.00%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率 等	均等割 (一人当たりの額)	49,809円	所得割 (本人の所得に応じた額)	(所得-33万円) × 10.51%	※被用者保険の被扶養者だった場合の激変緩和措置	所得に関わらず 年額14,942円 (H29に限る)	区 分	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	調 定 額	(23,889,200) 24,822,300円	(148,660) 0円	(24,037,860) 24,822,300円	収 納 額	(23,889,200) 24,754,000円	(148,660) 0円	(24,037,860) 24,754,000円	未 収 額	(0) 68,300円	(0) 0	(0) 68,300円	収 納 率	(100.00) 99.72%	(100.00) —	(100.00) 99.72%	区 分	現 年 度 分	計	調 定 額	(35,680,400) 36,608,500円	(35,680,400) 36,608,500円	収 納 額	(35,680,400) 36,608,500円	(35,680,400) 36,608,500円	未 収 額	(0) 0円	(0) 0円	収 納 率	(100.00) 100.00%	(100.00) 100.00%
区 分	税 率 等																																											
均等割 (一人当たりの額)	49,809円																																											
所得割 (本人の所得に応じた額)	(所得-33万円) × 10.51%																																											
※被用者保険の被扶養者だった場合の激変緩和措置	所得に関わらず 年額14,942円 (H29に限る)																																											
区 分	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計																																									
調 定 額	(23,889,200) 24,822,300円	(148,660) 0円	(24,037,860) 24,822,300円																																									
収 納 額	(23,889,200) 24,754,000円	(148,660) 0円	(24,037,860) 24,754,000円																																									
未 収 額	(0) 68,300円	(0) 0	(0) 68,300円																																									
収 納 率	(100.00) 99.72%	(100.00) —	(100.00) 99.72%																																									
区 分	現 年 度 分	計																																										
調 定 額	(35,680,400) 36,608,500円	(35,680,400) 36,608,500円																																										
収 納 額	(35,680,400) 36,608,500円	(35,680,400) 36,608,500円																																										
未 収 額	(0) 0円	(0) 0円																																										
収 納 率	(100.00) 100.00%	(100.00) 100.00%																																										